

## 強化スタッフに関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、強化スタッフ規程第4条第1項に基づき、強化スタッフの役割および資格要件を明確にすることを目的とする。

### 第2条（主な役割）

1. 監督は、強化選手が国際大会等で優秀な成績を収めるために強化スタッフを統括し、強化部長・強化委員長と連携して強化計画を立案・執行することを主な役割とする。
2. コーチは、強化選手に技術的指導を行うことを主な役割とする。
3. アシスタントコーチは、強化選手に臨時で技術・体力等の指導を行うことを主な役割とする。
4. フィジカルコーチは、強化選手に体力・身体的強化指導を行うことを主な役割とする。
5. コンディショニングトレーナーは、強化選手のコンディショニング管理を行うことを主な役割とする。
6. チームドクターは、医学的見地から強化選手の健康管理を行うことを主な目的とする。
7. 栄養スタッフは、強化選手に栄養管理および食事指導を行うことを主な役割とする。
8. 心理スタッフは、強化選手に心理的指導を行うことを主な役割とする。
9. 映像・分析スタッフは、映像・動作解析・試合データ等を用いて強化選手に分析指導を行うことを主な役割とする。

### 第3条（要件）

1. 監督は、パラフェンシングまたはオリンピックフェンシングの競技経験または指導経験があることを必須要件とし、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「JPSA」という）公認指導員資格を有することが望ましい。
2. コーチは、パラフェンシングまたはオリンピックフェンシングの競技経験または指導経験があることを必須要件とし、JPSA 公認指導員資格を有することが望ましい。
3. アシスタントコーチの要件は、コーチと同様とする。
4. フィジカルコーチは、JPSA 公認障がい者トレーナー資格または公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という）公認スポーツトレーナー資格を有し、フィジカルコーチ等としてパラスポーツの指導経験があることを要件とする。
5. コンディショニングトレーナーは、JPSA 公認障がい者トレーナー資格または JSPO 公認スポーツトレーナー資格を有し、トレーナー等としてパラスポーツの指導経験があることを要件とする。
6. チームドクターは、JPSA 公認障がい者スポーツ医資格を有することを要件とする。

7. 栄養スタッフは、管理栄養士・公認スポーツ栄養士の資格を有することを要件とする。
8. 心理スタッフは、スポーツメンタルトレーニング指導士・臨床心理士・公認心理士の資格のうち少なくとも1つを有することを要件とし、3つ全ての資格を有することが望ましい。
9. 映像・分析スタッフは、競技の分析経験を有することを要件とする。

#### 第4条（選任）

強化スタッフは、強化部が選任する。ただし、処遇条件については、理事会の承認を得るものとする。

#### 第5条（補足）

強化スタッフに関して、強化スタッフ規程または本細則のいずれにも記載のない事項については、強化部が適宜定めることができる。

#### 第6条（改廃）

本細則の改廃は強化部会の決議をもって行うことができる。

#### 附則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。